

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月 7日現在

機関番号：11301

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2012

課題番号：21730071

研究課題名（和文） 事業遂行者の不法行為責任に関する総合的検討

研究課題名（英文） Comprehensive research on tort liability of entrepreneurs

研究代表者

中原 太郎（NAKAHARA TARO）

東北大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：60401014

研究成果の概要（和文）：人的・物的組織を内包して種々の事業活動を行う者が、その事業活動により第三者に損害を生じさせた場合、当該事業遂行者はどのような不法行為責任を負うか。現代的重要性を増しつつあるものの場当たりの解決が積み上げられてきたこの問題に関し、本研究は、主としてフランス法及びドイツ法との比較法的アプローチにより、責任規範及び責任原理に着目した理論的検討を試み、使用者責任を中心に様々な具体的提言を行った。

研究成果の概要（英文）：What kind of tort liability arises when the one, who performs a business by using his personnel and apparatus, prejudiced a third person in the course of the business? The present research program casted new light on this contemporarily important problem, on which they had tended to be satisfied with an accumulation of haphazard solutions, with a theoretical approach focusing on the structures and justifications of liability, and made various suggestions, especially on employer liability.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
2012年度	600,000	180,000	780,000
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：民事法学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民事法、不法行為責任、企業責任、使用者責任、個人責任、土地工作物責任、労働者責任、現代的結合関係

1. 研究開始当初の背景

(1) 問題の所在

人的・物的組織を内包して種々の事業活動を行う者が、その事業活動の結果により第三者に損害を生じさせた場合、当該事業遂行者の不法行為責任はどのようなものであるべきか。19世紀末に成立したわが国の民法典においても、使用者責任（民法715条）や土地

工作物責任（同717条）、法人の不法行為責任（同44条、一般法人法78条等）等の規律が用意されてはいる。にもかかわらず、高度経済成長期における一般市民の公害被害を前にして、いわゆる「企業責任論」が展開されたことに端的に表れているように、この問題は、民法学上の一大問題を形成してきた。しかも、21世紀を迎えた現在において、事業

遂行者の不法行為責任の問題は、以下に見るように、新たな局面を迎えている。

第一に、事業活動の人的組織面に関しては、事業活動の現場で実際に行為する者と事業活動を指揮する者との関係に関し、従来からの雇用関係のような強い支配関係のみならず、より緩やかなものが見られるようになってきている。たとえば、フランチャイザーとフランチャイジーの間の経済的支配関係、不特定多数の者に対し活動の場を与えるタイプの事業（インターネット・プロバイダ事業等）における利用者と事業遂行者との関係等である。第二に、事業活動の物的組織面に関しては、事業活動の合理化の要請とともに、従来から存在していた人的組織が新規の物的組織に置き換えられる傾向が顕著であり（銀行取引の機械化等）、これにより、事業外の第三者が新たなリスクにさらされている（無権限者による不正アクセスのリスク等）。

(2) 従来の法状況・先行研究の問題点

事業遂行者の不法行為責任の問題に関し、わが国の民法学においては、伝統的に、民法上の特殊不法行為責任（使用者責任等）による対処では不十分であることを前提に、一般的な責任枠組み（民法 709 条に基づく一般不法行為責任）により補充するというアプローチがとられてきた。1970 年代における「企業責任論」はこうした法形成の典型であり、たとえば、判例上の使用者責任法理の実際的不都合性を根拠として、民法 709 条に基づく法人の不法行為責任の承認が提案された。

しかし、こうしたアプローチは、その時々¹の社会的ニーズ（公害・薬害被害者の救済等）をさしあたり満足させるという実践的意義はあったものの、理論的側面に関する検討が不十分である点で不安定さを抱え、新規の問題への対応能力を欠く。従来からの議論の問題意識をも包摂しつつ、現代における事業組織の多様化・複雑化により生じた新たな問題にも対応できるように、事業遂行者の不法行為責任に関する責任規範の構造面を分析し、かつその原理的基礎付けを明確化することが、真に有用な民法法理の構築にあたっての喫緊の課題である。この観点からは、従来消極的にしか検討されなかった特殊不法行為責任の規律が有する責任法的意義を再検討しつつ現代化を図り、あわせて、個別的に形成されてきた一般不法行為責任の規律を整理・分析し、その理論的特徴を明確にすることが必要である。このような検討は、同時に、従来検討が不十分であった関連諸問題（労働者等の個人責任等）の解決も可能にする。

もっとも、従来の民法学において以上のような問題意識が全く欠如していたわけではない。たとえば、澤井裕『事務管理・不当利得・不法行為（第 3 版）』291-298 頁は、使

用者責任に関係する諸責任規範の抽出・モデル化を試みる。また、錦織成史「使用者責任の事例群の分化と帰責構造」法学論叢 163 巻 2 号 1-41 頁は、責任原理の観点から従来の使用者責任法理を類型化する。しかし、両者とも、使用者責任の範疇にとどまっている点に根本的限界があった。既存の民法法理の再検討から出発しつつ、「事業遂行者の不法行為責任」という包括的視点を設定することで、事業活動の物的組織面をも取り入れ、かつ従来の議論では取り込めなかった人的組織形態をも検討対象とすることが望まれる。

2. 研究の目的

(1) 責任規範と責任原理の観点からの分析

以上の背景を踏まえ、まず、本研究は、事業遂行者の不法行為責任に関する責任規範のモデルを抽出し、それを基礎付ける法原理を明確化することを第一の目的とする。

当該目的を達成するため、本研究は比較法研究を中心に据える。使用者責任等に関する従来のわが国の判例及び学説には、「代位責任」や「間接侵害的な過失責任」といった責任規範が伏在していたところ、それらの分析や運用に関し豊富な蓄積を有するフランス法及びドイツ法の沿革・状況を分析する（具体的には、フランスにおける使用者責任とその拡大法理、無生物責任、ドイツにおける使用者責任、組織過失責任等）。それにより、事業遂行者の不法行為責任に関する責任規範及び責任原理を特定少数のモデルの形で示し、かつ、具体的規律面での論理的帰結を示す（各責任規範が適用対象とする人的組織・物的組織の範囲、労働者等の個人責任等）。フランス法及びドイツ法は、わが国同様、制定法主義のもと体系的に法理論を展開する点に特徴があり、両者から得られる分析結果は日本法に多大な示唆をもたらさう。

(2) 日本法への示唆の導出

以上の作業により得られる成果をもとに、わが国の判例及び学説を批判的に分析し、解釈論・立法論上の具体的提言を行うことが、本研究の第二の目的である。

すなわち、上記比較法研究を通じて得られる理論的視角（責任規範の諸モデル）をもとに、使用者責任等の特殊不法行為責任及びこれらの周辺に形成されてきた一般不法行為責任に基づく個別的な規律に関するわが国の判例及び学説の実態を整理・分析する。その上で、従来の学説及び判例における理論的・実際的問題点を指摘するとともに、事業遂行者の不法行為責任の規律に関する具体的提言を行う。こうした作業は、解釈論のみならず立法論の次元でも、民法典改正構想との関連で大きな寄与をもたらさう。

3. 研究の方法

(1) 人的組織面における責任—フランス法及びドイツ法との比較研究

使用者責任及び関連諸法理（法人の民法709条責任、被用者の個人責任等）は、事業遂行者の不法行為責任の中で伝統的に最も議論が蓄積されてきた領域であるが、責任規範及び責任原理に着目した検討は不十分である。それゆえ、この問題領域の検討は本研究の試金石をなし、最も労力が注がれる。

具体的な研究方法として、まず、①比較法研究を有効に行うための準備作業として、日本法における問題状況、特に使用者責任（民法715条）及びその周辺領域として論じられてきた民法709条に基づく法人の不法行為責任に関し、概括的検討を行う。これを前提に、②フランス法及びドイツ法の研究に移行し、両国における使用者責任及び関連諸法理（フランスにおける使用者責任の拡大法理、ドイツにおける組織過失責任、両国における個人責任論等）に関する判例及び学説文献の網羅的収集・調査を行う。そのうえで、③フランス法及びドイツ法の参照をもとに導出される使用者の責任の責任規範及び責任原理を定式化し、④それらをわが国の問題状況と対照することにより、日本法における使用者責任及び関連諸法理を再構成するとともに、解釈論及び立法論上の提言を行う。以上により、使用者責任という伝統的法理を出発点としつつ、人的組織面における事業遂行者の不法行為責任の統一的視座が得られる。

(2) 人的組織面における責任—補完的検討

フランス法及びドイツ法はわが国の民法学に最も強い影響力を及ぼしてきたという従来の経緯からすれば、(1)の検討自体すでに非常に重要な意義を有するが、そこで得られる成果を以下の二つの観点から補完することで、その価値はさらに高まる。

第一に、フランス法及びドイツ法以外の外国法の検討である。一方で、事業遂行者の不法行為責任の具体的運用の観点からは、フランス法及びドイツ法の影響を受けて発展したベルギー法及びスイス法も、重要な検討対象である。他方で、これらの国とは異なり判例法主義を採用し、事業遂行者の不法行為責任に関しても事例ごとに個別法理を展開する英米法の検討も、これらの国における解決の普遍性を論証する上で重要である。

第二に、使用者責任に類似するものとして伝統的に認識されてきたものの、民法学の領域からは外れるために民法理論の観点からの分析対象とならなかった法理（行政法学の領域に属する国家賠償責任、商法学の領域に属する会社・取締役の責任等）の考察である。一方で、使用者責任との相違の射程を認識したうえで、それらの法理において妥当する解

決を使用者責任論において参考にすることが考えられる。他方で、比較法的知見を踏まえて導出される解決と同様の法状況がわが国の他領域で存在することが確認されれば、(1)の成果の普遍性はより強固なものとなる。

(3) 物的組織面における責任

人的組織面に関する事業遂行者の不法行為責任に関する研究成果は、物的組織面にも重要な示唆を及ぼすことが予想されるが、なお不十分な点に関しては、物的組織面に関する責任について、日本法及び外国法の関連諸法理を正面から研究する必要がある。

具体的には、わが国における土地工作物責任及びその周辺に形成されてきた民法709条責任（さらに、必要に応じて各種無過失責任立法）に関する研究と、フランス法及びドイツ法等における対応諸法理（フランス法における無生物責任、ドイツ法における危険責任等）に関する研究が必要かつ有用である。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

① 人的組織面における責任—ドイツ法及びフランス法との比較研究

人的組織面における事業遂行者の責任に関しては、前記課題をすべて消化し、大部の論文（[雑誌論文]④⑤⑧⑨⑩⑪⑬⑭⑮⑰。[学会発表]①は学会報告、[雑誌論文]⑥は要約）を公表した。成果は次のとおりである。

日本法の現状に関しては、以下の諸点を明らかにした。①従来のわが国の使用者責任論は、[1]使用者責任の法的性質に関する議論と[2]個々の具体的規律に関する議論を軸に展開し、判例・通説により、一見、安定的な状況が実現している。②しかし、[1]に関しては、無過失責任原理の徹底により民法715条1項の再構成を図る少数学説への説得的反論はなされておらず、[2]に関しては、無過失責任原理の援用により判例の規律が正当化される一方、逸脱事例の指摘や当該規律自体への批判もなされており、責任の根拠と具体的規律の関係が極めてあいまいである。さらに、使用者の民法709条責任の具体化や被用者の個人責任制限の可否等の新たな問題に関しては、依然として応答がなされていない。こうした混迷の原因は使用者の責任の正当化根拠を探求する姿勢の不徹底（漠然と「無過失責任」を語り、無過失責任原理（報償責任原理、危険責任原理）の希釈化を暗黙裡に承認してきたこと）に求められる。③わが国の使用者責任論に伏在してきた「代位責任規範」（被用者の不法行為につき使用者が自身の過失の有無を問わずに責任を負う）及び「過失責任規範」（被用者の行為につき使用者が自身の過失に基づいて責任を負う）の両者につき、典型的な過失責任との乖離とい

う観点から正当化根拠を明確にしたうえで、具体的規律を採求する必要があり、これにより、使用者責任論の現状を再検討しその見通しを高めるとともに、従来注目を集めなかった又は未解決の問題の解決を提示することが可能になる。④その際、両責任規範に関して自覚的な検討を続けてきたフランス法及びドイツ法の展開は、非常に示唆に富む。

フランス法及びドイツ法の展開に関しては、以下の諸点を明らかにした。①フランス法においては、被用者の所為につき使用者が免責証明の余地なく責任を負うというフランス民法典の使用者責任規定（1384条5項）の基礎付けに関して学説上議論が展開されてきたところ、そこでは、報償責任原理及び危険責任原理に対応する考え方は使用者責任の規律と符合しないとされ、同責任の構造に即した基礎付けが採求されている。そして、職業的独立性を有する者の被用者性の承認、「他人の活動の統御者の責任」の生成による「使用者責任モデルによる責任」の拡大、一定の場合における被用者の個人責任制限の承認という近時の判例の展開を経て、現在では、直接の加害者を強度に支配・統御することによる活動目的の実現に基づく責任として使用者責任を理解し、これに即して具体的規律を整除する傾向が、学説の一大潮流を形成している。他方、フォートによる責任に関しても、「他人の所為についての監督上のフォートによる責任」及び「法人の組織・運営上のフォートによる責任」の生成・展開により、事業遂行主体に対し活動の潜在的危険性に即した適切な措置により損害発生の危険を低減することを求める枠組みが発展している。②他方、ドイツ法においては、過失責任主義を貫徹し使用者責任を使用者自身の過失に基づく責任として定めたドイツ民法典の使用者責任規定（831条1項）の不都合性（階層的事業組織における免責証明の許容等）が早くから認識され、事業組織全体の適切な構築を要求する組織義務等の生成による補完がなされてきた。こうした過失責任の枠組みは、事業遂行に伴う第三者の法益侵害の危険につきそれが抽象的な段階でも適切な対処を行うことを使用者に要求するものにほかならず（いわゆる「社会生活上の義務」の一種）、これを前提として使用者責任及び組織過失責任の具体的規律が展開されている。他方、被用者等の責任に関する議論も盛んであり、労働者は雇用者のために活動するにすぎないとの考慮に基づく「事業内損害規整」としての対内的責任制限のほか、労働者の対外的責任に関しても社会生活上の義務の一般論に即した責任の適正化が図られている。③フランスは代位責任規範中心、ドイツは過失責任規範中心という異なる歩みをとったが、両国とも両責任規範を併用する点、

責任規範の基礎付けの革新を通じ、被用者という別主体に外部から関与する存在として使用者を捉える構想から、事業遂行の枠内の被用者の行為を使用者の答責領域に組み込む構想へ転換した点、使用者責任の基礎付けの射程の考察により使用関係外の関係への対処も論じられる点、個人責任制限が使用者の責任との密接な関係のもと論じられる点、法発展が具体的な立法提案に結実している点等において、共通する。

以上をもとに、日本法に関して、次の提言を行った。①フランス法・ドイツ法の展開を参考にすると、代位責任規範の責任根拠は「他人に支配・統御を及ぼすことによる自己の活動目的の実現」という点に、過失責任規範の責任根拠は「事業遂行による第三者の法益に対する危険の創出・維持」という点に求められ、それらの主観的適用範囲・客観的適用範囲・過失判断対象という具体的規律も個々の責任原理に応じて具体化される。両責任規範とも、別主体たる被用者の行為を使用者から切り離して捉える個人的発想から、事業遂行の枠内のものとして使用者の答責領域に取り込む団体的発想への転換の所産である点でその精神は共通するゆえ、同一法体系の中で共存しうるものであり、規範選択を迫られる場面は生じるものの（具体的被用者の加害行為を捉えて使用者の責任が追及される場合）、その場合でも他の責任規範が補充的に作用する可能性は排除されない。②従来の使用者責任論もこれに応じて整序される。民法715条1項の使用者責任に関しては、代位責任規範の選択を前提に、使用関係要件に関する指揮監督関係の基準は代位責任規範の帰結と理解される一方で、判例上いわゆる外形理論が妥当している事業執行性要件に関しては、外形理論の再考察を経たうえで、過失責任規範の補充的作用という新たな意味付けが与えられる。他方、民法709条に基づく一般不法行為責任は、過失責任規範を体现するものであるところ、組織過失責任の考え方は、わが国の過失論への摂取（危険の予見可能性、被侵害法益の重大性、組織的措置の期待可能性の考慮）及び証明責任の転換という具体像を伴いつつ、わが国にも妥当させるべきである。③以上の観点は、従来注目を集めなかった又は未解決の問題にも応用される。一方で、事業遂行にあたっての人的結合関係は、[1]直接の加害者の活動が強度に支配・統御される「統合型」、[2]独立の第三者たる直接の加害者に事務が委託される「協働型」、[3]直接の加害者に活動の手段・環境が提供される「包摂型」に類型化されるところ、各類型につき各責任規範の適否及び具体像を考えることにより、現代的結合関係への対処が可能となる。他方、両責任規範に共通する、直接の加害者の行為を責任負担者の事

業遂行の枠内に包摂して評価する構想と、それに伴う使用者の責任判断と被用者の責任判断の論理的分断とにより、被用者等の個人責任の制限は、「自律的法主体たる地位を有しつつ活動の拘束を受ける者に責任が課されるべきはどのような場合か」という観点から具体化される（職務遂行方法に関する指示・命令の関係への限定、故意又は重過失による加害行為の排除、その者の任務・権限に照らした法益侵害の危険の制御可能性等）。なお、以上の提言は、解釈論としての受容可能性を追求したものであるが、もとより立法論としても妥当する。

② 人的組織面における責任—補完的検討

まず、ドイツ法及びフランス法以外の外国法に関しては、ベルギー法・スイス法・イギリス法の検討を行った。とりわけベルギー法に関しては、フランス民法典の継受によりフランスと同様の使用者責任規定を擁し、労働者の個人責任制限につき、フランスに先駆けて立法が実現していることが明らかとなり（1978年7月4日の法律）、①の成果を補強する有益な示唆が得られつつある。もっとも、これらの研究成果の公表は将来の課題としなければならない。

次に、国内法周辺領域の検討に関しては、第一に、国家賠償責任との対比・検討を行った。「私人の行為による国家賠償」の問題に関する近時の国家賠償責任論は、責任負担者と直接の加害者の間に要求される関係の緩和及び個人責任の柔軟化という点で興味深い展開を見せており、こうした展開は、法律による行政の原理及び公益の考慮といった国家賠償責任の独自性を考慮に入れる必要があるとはいえ、類似法理たる使用者責任論にも重要な示唆をもたらし、①の成果の普遍性を確認させる材料となる。また、こうした検討を通じて、従来あいまいであった使用者責任と国家賠償責任の関係について新たな視点が提示されることになる。以上の成果の公表は完結目前である（〔雑誌論文〕①②⑥）。なお、〔図書〕②もこの成果の一環。第二に、取締役の責任との対比・検討も行った。取締役の対第三者責任に関しては、民法上の不法行為責任とは独立の枠組み（会社法429条）が形成されているところ、そこでは取締役の内部的な任務・権限に応じた責任の適正化が企図されていることを指摘し、被用者等の個人責任と合わせた個人責任論の統合的な枠組みの可能性を示した（〔雑誌論文〕②）。

③ 物的組織面における責任

物的組織面における事業遂行者の責任に関しては、一方で、人的組織面における責任の検討から波及的示唆が得られた。すなわち、ドイツ法においては、「社会生活上の義務」

に基づいた過失責任の枠組みの発展により、法益侵害の抽象的危険の段階での事業遂行者への義務付けが物的組織の構築の面でも実現しており、わが国でも、民法709条を通じてこうした枠組みを達成することができることが明らかとなった（〔雑誌論文〕④⑤）。もっとも、人的組織面での責任における代位責任規範と対応する形で、事業遂行者自身の過失ではなく、物的組織の異常性に基づいた責任の可能性も考えられなければならない。この観点からは、フランス法における無生物責任（1384条1項）の発展が重要であり、同責任に対しては有力な現代的批判が加えられつつも、事業遂行者が強度の支配を行う物の異常な所為による責任として正当化する可能性が指摘されていることが明らかとなった。これらの成果のまとまった形での公表は、将来の課題である。

④ その他

本研究では責任原因に着目して事業遂行者の責任を検討したが、その過程では、不法行為責任の他の要素（損害等）に関する重要な付随的成果も得られた。具体的には、機会の喪失（〔雑誌論文〕⑮⑯）及び大衆損害（〔雑誌論文〕③⑦、〔図書〕①）である。

(2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

本研究の中心である(1)①の成果についてのみ記述する。

まず、国内における意義であるが、従来の議論状況に鑑みて、本研究の成果は、使用者責任論の明確化及び現代的発展を促進する。とりわけ、代位責任規範及び過失責任規範の区別と重畳現象という観点からの使用者責任の整序、過失責任規範に基づいて使用者が負うる義務の整理、代位責任規範の活用可能性、事業遂行における人的結合関係の類型化、個人責任論の具体的枠組み等の諸点は、従来の議論に新たな視角をもたらす重要な成果である。また、使用者責任という古典的な問題を出発点としつつ、事業遂行者の責任というより広い枠組みが観念できるのを示したことも、今後の民法学上の議論に活かされることが期待される。さらに、本研究の研究代表者がすでに行っているように（(1)②参照）、使用者責任と類似法理の関係考察の深化も促される。最後に、本研究は従来「無過失責任」の名のもとに漠然と語られてきた事柄をより精緻化するものであり、無過失責任論の発展、さらには損害賠償法の全体思想の再考察にも寄与するものである。

次に、国外における意義であるが、法学というドメスティックな分野の制約ゆえ、日本という一つの国における研究例としての意義を有するにとどまる。しかしながら、本研

究課題にまさに表れているように、わが国の不法行為法はフランス法とドイツ法の混合的性質を有するところ、とりわけヨーロッパ諸国においては、近時の法統一の動向と相まって、日本法は興味深い素材である。本研究の研究代表者は、2012年9月よりパリ第1大学法学研究所で在外研究中であり（学振海外特別研究員）、フランスにおいて本研究の成果を発信する機会を持ちたいと考えている。

(3) 今後の展望

今後は、発表に至っていない研究成果（(1)②③参照）の公表のほか、損害等の不法行為責任の他の要素（(1)④参照）をも視野に入れた事業遂行者の責任の統合的枠組みの構築を目指した研究を継続する予定である（(2)で述べた学振海外特別研究員としての在外研究は、フランス法との比較によりこうした研究を発展させることを目的としている）。さらに、事業遂行者の責任を超えて、無過失責任論全般を視野に入れることによる不法行為法の新たな体系化（(2)参照）も念頭に置いた研究に発展させていきたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計19件）

- ① 中原太郎、国家賠償責任と使用者責任（三）、法学、査読有、77巻2号、2013年、印刷中
- ② 中原太郎、民法から 取締役の第三者に対する責任と不法行為責任、法学セミナー、査読有、58巻1号、2012年、10-13
- ③ 中原太郎、書評 Anne GUEGAN-LECUYER, Dommages de masse et responsabilité civile、国家学会雑誌、査読有、125巻11=12号、2012年、129-132
- ④ 中原太郎、事業遂行者の責任規範と責任原理（一〇・完）、法学協会雑誌、査読有、129巻10号、2012年、2366-2481
- ⑤ 中原太郎、事業遂行者の責任規範と責任原理（九）、法学協会雑誌、査読有、129巻9号、2012年、2081-2179
- ⑥ 中原太郎、事業遂行者の責任規範と責任原理、私法、査読有、74号、2012年、169-176
- ⑦ 中原太郎、原子力損害の填補・再論、民事判例、査読有、4号、2012年、110-120
- ⑧ 中原太郎、事業遂行者の責任規範と責任原理（八）、法学協会雑誌、査読有、128巻8号、2011年、1919-1950
- ⑨ 中原太郎、事業遂行者の責任規範と責任原理（七）、法学協会雑誌、査読有、128巻7号、2011年、1659-1733
- ⑩ 中原太郎、事業遂行者の責任規範と責任原理（六）、法学協会雑誌、査読有、128巻6

号、2011年、1363-1437

- ⑪ 中原太郎、事業遂行者の責任規範と責任原理（五）、法学協会雑誌、査読有、128巻5号、2011年、1105-1177
- ⑫ 中原太郎、国家賠償責任と使用者責任（二）、法学、査読有、75巻1号、2011年、1-38
- ⑬ 中原太郎、事業遂行者の責任規範と責任原理（四）、法学協会雑誌、査読有、2011年、849-909
- ⑭ 中原太郎、事業遂行者の責任規範と責任原理（三）、法学協会雑誌、査読有、2011年、657-734
- ⑮ 中原太郎、事業遂行者の責任規範と責任原理（二）、法学協会雑誌、査読有、2011年、271-360
- ⑯ 中原太郎、国家賠償責任と使用者責任（一）、法学、査読有、74巻6号、2011年、1-38
- ⑰ 中原太郎、事業遂行者の責任規範と責任原理（一）、法学協会雑誌、査読有、2011年、1-82
- ⑱ 中原太郎、機会の喪失論の現状と課題・2、法律時報、82巻12号、2010年、112-121
- ⑲ 中原太郎、機会の喪失論の現状と課題・1、法律時報、82巻11号、2010年、95-100

〔学会発表〕（計1件）

- ① 中原太郎、事業遂行者の責任規範と責任原理—使用者責任とその周辺問題に関する再検討、日本私法学会、2011年10月9日、神戸大学

〔図書〕（計2件）

- ① 稲葉馨・高田敏文、東北大学出版会、今を生きる—東日本大震災から明日へ！復興と再生への提言—3 法と経済、2013年、117-150
- ② 宇賀克也・交告尚史・山本隆司、有斐閣、行政法判例百選2第6版、2012年、490-491

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中原 太郎 (NAKAHARA TARO)
東北大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：60401014

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：